

令和8年1月11日(日)  
香川県鳥インフルエンザ対策本部  
畜産課 三好(内線3823)・坂下(内線3825)  
ダイヤルイン 087-832-3427・087-832-3429

## 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置の状況について（第3報）

東かがわ市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る殺処分した鶏及び鶏卵の搬入・埋却が完了しましたので、お知らせします。引き続き、防疫措置完了（※）に向けた汚染物品（飼料及び糞等）の処理、鶏舎等の消毒を実施します。

※ 防疫措置の完了とは、農林水産省の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、殺処分、死体の処理、汚染物品（鶏卵、飼料及び糞等）の処理、鶏舎等の消毒がすべて完了したことを言います。

### 1 搬入・埋却の状況

1月11日(日) 9時18分 搬入・埋却開始  
15時45分 埋却完了

### 2 今後の予定

引き続き、防疫措置完了に向けた汚染物品（飼料及び糞等）の処理、鶏舎等の消毒を実施します。  
防疫措置が完了次第、情報提供します。

### 3 その他

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) また、日本では、これまで鶏肉及び鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。